

基 発 1130 第 2 号

平成 27 年 11 月 30 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに  
当たっての留意事項の改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を  
賜り厚く御礼申し上げます。

さて、雇用管理に関する個人情報のうち労働者の健康に関する情  
報(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、「雇用管理  
に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ず  
べき措置に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号)」につ  
いて事業者が留意すべき事項を、平成 16 年 10 月 29 日付け基発第  
1029009 号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱  
うに当たっての留意事項について」(以下「留意事項通達」とい  
う。)により示しているところです。

今般、平成 26 年 6 月に公布された「労働安全衛生法の一部を改  
正する法律(平成 26 年法律第 82 号)」により、労働者の心理的  
な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指  
導の結果に基づく事後措置の実施が事業者の義務とされたこと等  
を踏まえて、留意事項通達について所要の改正を行い、平成 27 年  
12 月 1 日より適用することとしました。

改正点は別紙 1 の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別紙 2 のとお  
りですので、これに基づき、労働者の健康情報が適正に取り扱われ  
るよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協  
力をお願いいたします。